

現場説明書

- 1 業務名 川間川整備計画修正業務
2 監督員 土木部河川・傾斜地課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 ~~する~~ しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 ~~する(一回以内)~~ しない

4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- ~~(1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第2年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第3年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%

- ~~(2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。~~

5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
- ア 委託代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~
提出不要
- イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)
~~提出不要~~
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	---------------	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

業 務 委 託 仕 様 書

業 務 名	川間川整備計画修正業務
施 行 場 所	横須賀市長井3丁目地内ほか
1. 履 行 期 間 (120) 日 間	
自	令和 年 月 日
至	令和 年 月 日
2. 業務内容は、別紙設計内訳書のとおり。	
3. 本業務の仕様は、別紙のとおり。	
4. 本業務の特記仕様書は、別紙のとおり。	

業 務 仕 様 書

総 則

(適用範囲)

- 1 この共通仕様書は、本市の土木事業に係る調査、設計、計画及び解析に関する業務委託に適用する。また、本業務の仕様は、神奈川県の測量・調査・設計業務共通仕様書(令和2年4月)に準拠するものとする。
- 2 設計図及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

(用語の定義)

指示、承諾、協議とは次の定義による。

- 1 指示とは、受託者側の発議により監督員が受託者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 2 承諾とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し監督員が了解することをいう。
- 3 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することを言う。

(業務計画書)

- 1 受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し監督員に提出して、承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 3 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

(業務主任技術者と編成)

- 1 受託者は、技術業務を行う班編成とその内容を作成し監督員に提出し承諾を得なければならない。
- 2 業務主任技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目））、技術士（建設部門（業務に該当する選択科目））あるいは RCCM（業務に該当する選択科目）の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 3 業務主任技術者は、監督員の指示する一切の事項を処理するものとする。
- 4 主任技術者は、屋外における設計業務等に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- 5 主任技術者は照査結果の確認を行わなければならない。

(照査技術者及び照査の実施)

- 1 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、業務計画書に記載しなければならない。
- 2 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目））、技術士（建設部門（業務に該当する選択科目））あるいは RCCM（業務に該当する選択科目）の資格保有者でなければならない。

- 3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ主任技術者に差し出すものとする。

(事務管理)

受託者は、業務実施にあたり別に定める適用示方書等を遵守し、常に善良なる管理を行い業務の方針及び条件について不明確な点がある場合、また改善の必要が認められる場合は協議をしなければならない。

(打ち合わせ)

- 1 受託者は、業務を円滑に遂行するために監督員の指示する個所など、必要な段階で手戻りのないよう監督員と打ち合わせを行い、その内容についてはその都度受注者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打ち合わせを行うものとし、その結果について受注者が書面（打ち合わせ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 共通仕様書、設計図及び特記仕様書に記載されていない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、監督員と協議を行いその内容については、受注者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(現地調査の土地立ち入り等)

- 1 現地調査を実施するために国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、関係法令に準拠し土地立ち入り等を行わなければならない。
- 2 現地調査の実施にあたり宅地又は、かき、もしくは柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめその所有者に通知しなければならない。

(土地の使用)

受託者は、植物、かき、もしくは柵等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得てから行うものとする。

(官公庁等への手続き)

- 1 業務実施のため、必要な関係官庁その他に対する諸手続きは監督員と打ち合わせの上、受託者の負担において迅速に処理しなければならない。
- 2 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、また交渉を受けたい時は延滞なくその旨を監督員に申し出て協議する。

(資料等の交付及び返還)

- 1 受託者は、貸与する事に定められた図面及びその他関係資料等を監督員に請求して交付を受けるものとする。
- 2 受託者は、交付された図面及び資料等は業務委託の完了後ただちに返還しなければならない。

(成果の作成)

受託者は、設計及び解析業務の成果の整理を行う場合は事前にその内容について、監督員と

協議するものとする。

(検査)

- 1 受託者は、特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した個所又は主要な作業段階の区切り目等には、監督員の確認を受けなければならない。
- 2 受託者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品及び関係資料等を揃えておくものとし、業務主任技術者が検査を受けなければならない。

(成果品)

成果品はこの仕様書に定めるもののほか、特記仕様書によるものを提出する。

(秘密の保持)

受託者は、受託業務内容及びその結果を監督員以外に公表、貸与又は使用してはならない。
なお、やむおえない場合には、文書により申請して監督員の承諾を得なければならない。

川間川整備計画修正業務 特記仕様書

1. 業務の目的

本業務は、神奈川県が行う相模灘沿岸海岸保全基本計画に基づく事業に併せて、近接する川間川における津波・高潮対策検討を行うための事前の業務として、既存資料及び現地踏査により現況調査を行い流域及び既設雨水施設の流下能力等を確認したうえで、河道計画の検討を行い整備計画の修正を行うものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 川間川整備計画修正業務
- (2) 業務場所 横須賀市長井3丁目地内ほか
- (3) 延長 4.55 km (準用河川 0.39 km、排水路 4.16 km)
- (4) 流域面積 3.63 km² (現況)

3. 業務内容

(1) 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、技術方針及び作業スケジュール等について検討した後、業務計画書を作成する。

(2) 資料調査

現地踏査に先立ち、本業務の計画検討に必要な基礎資料を調査し、その結果について図表を主体に整理する。主な資料を以下に示す。

- ・ 土地利用関連資料、地形・地質関連資料
- ・ 河川計画関連資料、下水道計画関連資料、津波対策海岸保全計画関連資料、農政関連資料
- ・ 降雨関連資料、浸水関連資料

(3) 現地踏査

川間川流域（河口で合流する富浦排水区雨水第1幹線流域の一部を含む）の現地踏査を行い流域界・排水系統・主要排水施設（河口部を含む）・河道状況・土地利用状況等について現地調査する。

(4) 流域分割

資料調査及び現地踏査の結果を基に、流域界を設定し、排水系統、河道状況、道路状況、土地利用状況等を考慮して流域を細分割する。

(5) 基本計画検討

- 1) 基本計画検討フローの作成
- 2) 基本計画検討にあたり基本方針の整理

3) 現況流下能力の検討

現況河道の主要地点における流下能力は、等流計算（マニング式）により算出する。

4) 基本高水流量の流出解析

当該流域の流出特性を反映しうる流出解析条件・方法を検討したうえで、基本高水流出解析モデルを作成し、基本高水流量を解析する。流出解析結果については、基本高水流量配分図として整理する。

5) 計画高水流量の流出解析

基本高水流量配分図を見据えて、調整池等の流出抑制施設の整備について検討し、基本高水流出解析モデルを修正した計画高水流出解析モデルを作成する。また、同モデルを使って計画高水流量を解析し、計画高水流量配分図を作成する。

(6) 河道計画検討

計画高水流量配分図を踏まえて、河道計画（平面・縦断・横断計画、概略施設計画）検討を行い、主要な河川改修関連図を作成し、概略工事の数量計算及び概算工事費を算出する。

また、河川の規模及び津波・高潮高さに応じた津波・高潮対策の事例・工法論について取りまとめを行う。

(7) 照査

受注者は、「業務仕様書 総則」（照査技術者及び照査の実施）のとおり照査を実施するものとする。

(8) 関連機関協議

上述の計画検討成果の骨子を協議資料に取りまとめ、関連機関と川間川改修事業の基本計画について総合的に協議及び調整を行う。協議は2回とする。

(9) 報告書作成

計画検討した項目ごとに、その内容を分かりやすく編集整理し、報告書を取りまとめるとともに概要版を作成する。

(10) 打合せ協議

着手時1回＋中間2回＋納品時1回の計4回とする。

打合せ記録簿の作成及び整理については、受注者にて行い打合せ協議後1週間以内に提出するものとする。

4. 成果品

本業務の成果品として、以下のものを提出するものとする。

- 1) 報告書（A4版縦、黒表紙金箔文字製本）・・・1部
- 2) 報告書（A4版縦、パイプ式ファイル）・・・1部
- 3) 図面（縮小A3版）・・・2部

- 4) 照査報告書 . . . 1部
- 5) 上記のデータファイル . . . 1式
(CD-R ウィルスチェック済 各報告書に入れること)
- 6) 概要版 . . . 1部

5. 主任技術者及び照査技術者の要件

業務仕様書 総則に規定する技術士の部門は、建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）、総合技術管理部門（建設一般及び河川、砂防及び海岸・海洋）とし、RCCMの部門は、（河川、砂防及び海岸・海洋）とする。

6. 資料の貸与

本業務の実施にあたり、次の資料を貸与する。

- 1) 昭和 52 年度 準用河川川間川改修全体計画
- 2) 横須賀市河川流量計算書（平成 30 年 1 月修正）
- 3) 準用河川・排水路しゅん工図
- 4) その他、業務履行上必要となる発注者の所有する資料

7. その他

- 1) 使用する基準書・示方書・指針・便覧等で改定があった場合は、最新版を使用するものとする。また、報告書に引用文献を記載するものとする。
- 2) 受注者は、業務にあたり、疑義が生じた場合には、事前に監督員と協議を行うものとする。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

積算諸条件調書に係る追加事項

1 ~~市独自単価及び積算における補足資料について~~

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、「ホームページ（工事積算情報）」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

2 ~~市場単価の端数処理について~~

市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（少数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。

3 基準書等の適用について

本業務は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1) 設計業務等標準積算基準書 | 令和2年8月1日版 |
| 2) 積算参考資料（計画・調査編） | 令和2年8月1日版 |
| 3) 建設機械等損料表 | 令和2年度版 |

令和 03 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

設 計 書 番 号	年度 03	
事 業 所 名	横須賀市土木部	
(工 事 ・ 業 務) 名	川間川整備計画修正業務	
(工 事 ・ 業 務) 箇 所	横須賀市長井3丁目地内ほか	
(河 川 ・ 路 線 ・ 区 域) 名	川間川	
単 価 採 用 地 区 名	横須賀	
事 業 区 分	単費	
工 期	120 日間	
設 計 金 額	(円)	
	円	
設 計 概 要		
(起 工 ・ 変 更) 理 由		

横須賀市

令和 03 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

<支出科目>

款	09 土木費
項	03 河川費
目	02 河川維持費
節	12 委託料
細節	85 測量調査設計委託料 [維持目]

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1) 前回変更請負額(b2)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

令和 03 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	レ	設計業務	委託先/α、β	建設コンサルタント/α=35%、β=35%	
			電子成果品作成費	計上する(その他)	
			旅費交通費	計上する(設計)	
		測量業務	安全費率		
			電子成果品作成費		
			旅費交通費		
		地質・土質調査業務	電子成果品作成費		
			施工管理費		
			旅費交通費		
		地質・土質調査業務(解析)	委託先/α、β		
		港湾測量業務	技術経費率		
		港湾磁気探査業務	技術経費率		
	業務委託	諸経費率			
		技術経費率			
	設計業務等標準積算基準書 適用年版		令和02年8月1日適用		
	資材等単価表 適用年版		令和03年4月1日基準		
積算数量等情報	名称		採用数量	単位	備考
(その他情報欄)					

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計業務							
設計業務費			1	式			
河川整備計画修正			1	式			
河川整備計画修正			1	式			第 1001 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)			1	式			
電子成果品作成費(率計上分)			1	式			
直接原価計			1	式			
その他原価			1	式			
一般管理費等			1	式			
設計業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
業務委託料			1	式			

第1001号 内訳書
河川整備計画修正

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 河川整備計画修正					第1001号下内
	1	式			
合 計					

第1001号 下位内訳書
 AMA0010 河川整備計画修正

1 式 当り
 適用年版 T0304
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 計画準備	1	式			第1001号単価表
(SJ0020) 資料調査	1	式			第1002号単価表
(SJ0030) 現地踏査	1	式			第1003号単価表
(SJ0040) 流域分割	1	式			第1004号単価表
(SJ0050) 基本計画検討	1	式			第1005号単価表
(SJ0100) 河道計画検討	1	式			第1010号単価表
(SJ0110) 照査	1	式			第1011号単価表
(SJ0120) 関係機関協議 2回 資料作成含む	1	式			第1012号単価表
(SJ0130) 報告書作成	1	式			第1013号単価表
(SJ0140) 打合せ協議 着手時1回 中間2回 納品時1回	1	式			第1014号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第1001号 単価表
SJ0010 計画準備

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	2	人			
(R0404) 技師 (B)	1	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1002号 単価表
SJ0020 資料調査

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	2	人			
(R0404) 技師 (B)	3	人			
(R0405) 技師 (C)	1	人			
(R0406) 技術員	1	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1003号 単価表
SJ0030 現地踏査

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	2	人			
(R0404) 技師 (B)	1	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1004号 単価表
SJ0040 流域分割

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	4	人			
(R0404) 技師 (B)	3	人			
(R0405) 技師 (C)	3	人			
(R0406) 技術員	1	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1005号 単価表
SJ0050 基本計画検討

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0060) 基本方針整理	1	式			第1006号単価表
(SJ0070) 現況流下能力の検討	1	式			第1007号単価表
(SJ0080) 基本高水流量の流出解析	1	式			第1008号単価表
(SJ0090) 計画高水流量の流出解析	1	式			第1009号単価表
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1006号 単価表
SJ0060 基本方針整理

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	2	人			
(R0404) 技師 (B)	1	人			
(R0405) 技師 (C)	1	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1007号 単価表
 SJ0070 現況流下能力の検討

1 式 当り
 適用年版 T0304
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	0.5	人			
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	2	人			
(R0404) 技師 (B)	1.5	人			
(R0405) 技師 (C)	1	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1008号 単価表
 SJ0080 基本高水流量の流出解析

1 式 当り
 適用年版 T0304
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	0.5	人			
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	3	人			
(R0404) 技師 (B)	2	人			
(R0405) 技師 (C)	4	人			
(R0406) 技術員	2	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1009号 単価表
 SJ0090 計画高水流量の流出解析

1 式 当り
 適用年版 T0304
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	0.5	人			
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	3	人			
(R0404) 技師 (B)	2	人			
(R0405) 技師 (C)	4	人			
(R0406) 技術員	2	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1010号 単価表
SJ0100 河道計画検討

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	1	人			
(R0402) 主任技師	2.5	人			
(R0403) 技師 (A)	5	人			
(R0404) 技師 (B)	4	人			
(R0405) 技師 (C)	2	人			
(R0406) 技術員	1	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1011号 単価表
SJ0110 照査

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	1	人			
(R0402) 主任技師	2	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1012号 単価表
 SJ0120 関係機関協議
 2回 資料作成含む

1 式 当り
 適用年版 T0304
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)	2	人			
(R0404) 技師 (B)	3	人			
(R0405) 技師 (C)	3	人			
(R0406) 技術員	3	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1013号 単価表
SJ0130 報告書作成

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	0.5	人			
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	1.5	人			
(R0404) 技師 (B)	1.5	人			
(R0405) 技師 (C)	1	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1014号 単価表
SJ0140 打合せ協議
着手時1回 中間2回 納品時1回

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	4	人			
(R0403) 技師 (A)	4	人			
(R0404) 技師 (B)	2	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

本 業 務 内 訳 書

工 種	数 量 計 算	単 位	数 量
(設計業務)			
設計業務費			
河川整備計画修正			
河川整備計画修正	内訳書1参照	式	1
旅費交通費 (率計上分)		式	1
電子成果品作成費 (率計上分)		式	1
その他原価		式	1
一般管理費等		式	1

()

内 訳 書 1

工 種	数 量 計 算	単 位	数 量
河川整備計画修正	延長 L=4.55km 流域面積 A=3.63km ²	式	1
計画準備		式	1
資料調査		式	1
現地踏査		式	1
流域分割		式	1
基本計画検討		式	1
基本方針整理		1式	
現況流下能力の検討		1式	
基本高水流量の流出解析		1式	
計画高水流量の流出解析		1式	
河道計画検討		式	1
照 査		式	1
関係機関協議	2回 資料作成含む	式	1
報告書作成		式	1
打合せ協議	着手時1回 中間2回 納品時1回	式	1

()

位置図

記号

縮尺

制定年度



小田和湾

長井漁港
(井尻地区)

長井漁港

三浦縦貫道路
三浦排水区排水路新線

川間排水路

三浦市

三浦市

至 東急三浦口駅

凡例

--- 準用河川川間川

— 川間排水路

▨ 流域面積 (現況)